

奥只見スロープカー指定管理者業務仕様書

奥只見スロープカーの指定管理者が行う業務の内容及び範囲等は、次のとおりとする。

- 奥只見スロープカーの事業運営に関する業務
 - ・ 使用申請受付、使用承認、使用取消
 - ・ 施設の宣伝
 - ・ 施設利用状況の報告
 - ・ 上記以外のその他業務
- 奥只見スロープカー及び関連する設備の維持管理に関する業務
 - ・ 建築物及び設備等の保守管理業務 スロープカー車両・レール・駅舎・その他付属設備
 - ・ 備品及び消耗品等の保守管理業務
 - ・ 清掃業務 施設内外の清掃・施設周辺の除草
 - ・ 修繕業務 施設の軽微（30 万円未満）な修繕
 - ・ 警備業務 警備保障委託業務
 - ・ 上記以外のその他業務 簡易な備品購入（50 万円未満）
- その他、管理運営に関して必要と認める業務
 - ・ 公共料金等の支払いを行うこと
 - ・ 維持管理に関する業者との契約、点検時の立会い、点検内容の検査及び点検料の支払いを行うこと
 - ・ 設計図書等の管理を行うこと
 - ・ 事業計画書、収支計画書及び事業報告書の作成を行うこと
 - ・ 関係機関等と連絡調整を行うこと
 - ・ 上記以外のその他業務